

第八十四回国会 参議院 法務委員会 會議録 第六号

昭和五十二年四月十一日(火曜日)

午前十一時一分開会

委員の異動

三月二十八日

辞任 柿沢 弘治君

補欠選任 円山 雅也君

三月三十日

辞任 秋山 長造君

補欠選任 小山 一平君

三月三十一日

辞任 小谷 守君

補欠選任 佐藤 三吾君

四月十日

辞任 佐藤 三吾君

補欠選任 秋山 長造君

四月十日

辞任 宮本 顯治君

補欠選任 下田 京子君

出席者は左のとおり。

委員長 中尾 辰義君

理事 八木 一郎君

委員 山本 富雄君

委員 寺田 熊雄君

委員 宮崎 正義君

委員 大石 武一君

委員 上條 勝久君

委員 阿具根 登君

委員 橋本 敦君

委員 円山 雅也君

委員 江田 五月君

国務大臣

法務大臣 瀬戸山三男君

政府委員

法務省民事局長 香川 保一君

法務省刑事局長 伊藤 榮樹君

本日の會議に付した案件

○刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○仮登記担保契約に関する法律案(内閣提出)

○委員長(中尾辰義君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。
去る三月二十八日、柿沢弘治君が委員を辞任され、その補欠として円山雅也君が選任されました。
また、昨日、宮本顯治君が委員を辞任され、その補欠として下田京子君が選任されました。

○委員長(中尾辰義君) 刑事補償法の一部を改正する法律案及び仮登記担保契約に関する法律案の両案を議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。瀬戸山法務大臣。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 刑事補償法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨を御説明いたします。

刑事補償法による補償金の算定の基準となる金額は、昭和五十年の改正によって、無罪の裁判またはこれに準ずる裁判を受けた者が未決の拘留もしくは拘禁または自由刑の執行等による身体の拘束を受けていた場合については、拘束一日につき八百円以上三千二百円以下とされているのでありますが、最近における経済事情にかんがみ、これを引き上げることが相当と認められますので、右の「八百円以上三千二百円以下」を「千円以上四千二百円以下」に引き上げ、いわゆる冤罪者に対する補償の改善を図ろうとするものであります。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決ください。次は、仮登記担保契約に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

民法によれば、金銭債務を担保する法的手段として、抵当権が最も典型的、かつ、近代的な担保制度であります。近時、種々の理由により、この抵当権の利用を回避し、またはこれと併用して、代物弁済の予約等を原因とする所有権移転請求権保全の仮登記を利用することが一般に行われております。この仮登記は、通常、金銭債務の不履行がある場合には、その履行に代えて債権者が目的不動産を取得し、これにより債権債務関係を簡易迅速に決済することを目的としているものであります。この仮登記を利用すれば、不動産の価額が債権額をはるかに上回る場合においても、債権者は、仮登記に基づく本登記をすることにより、完全にその不動産をまる取りできることとなり、債務者の保護に欠けるうらみなしとしないのであります。

そこで、最高裁判所は、昭和四十二年十一月十六日第一小法廷判決を初めとし、昭和四十九年十月二十三日大法廷判決に至るまでの一連の判例により、債権者が不動産の所有権を取得しようとするときは、その価額から債権額を差し引いた差額を清算金として債務者に支払うことを要する旨を明らかにし、債権者が債権額を上回る価額を有する不動産をまる取りすることを禁止したのであります。

観点から展開されたものであります。個別事案の解決を通じて展開された判例法理の性質上関係する各般の法律関係については、必ずしも疑問なしとしないし、立法的に解決すべき多くの問題点があるのであります。

そこで、この法律案は、判例法理を原則として承認しつつ、その法律関係を明確にして債務者の保護を図るとともに、債権者及び利害関係人の利害を合理的に調整しようとするものであります。この法律案の要点を申し上げますと、第一は、代物弁済等による所有権取得手続の特則を設けたこととあります。すなわち金銭債務の不履行があるときはその履行に代えて債権者が目的不動産の所有権を取得することを目的としてされた代物弁済の予約、停止条件つき代物弁済契約等の契約により、債権者がその所有権を取得しようとするときは、あらかじめ債務者にその旨を通知し、その通知が債務者に到達した日から二月の期間が経過しなければ、債権者は、その所有権を取得することができないものとしたのであります。これにより、債権者があらかじめ債務者から預り保管中の登記申請書類を利用して、債務者の不知の間に所有権の取得の登記をしても、その登記を無効とし、もって債務者の保護を図るとともに、この二月の期間を置くことにより、利害関係を有する第三者がその期間内に権利保全の手段をとることができるようになりました。

第二は、債権者に対し清算義務を課したことであります。債権者は、前述の通知が債務者に到達した日から二月の期間が経過したときに不動産の所有権を取得することになるのであります。その時における目的不動産の価額が債権額を超えるときは、債権者は、その超過額に相当する金銭を清算金として債務者に支払い、債権債務関係の清算を行うべきものとします。この清算金の支払いの債務と不動産の所有権移転の登記及び引き渡しの債

順位位の担保仮登記」という。の権利者について準用する。

3 第十三条第二項及び第三項の規定は、後順位位の担保仮登記の権利者が前項の規定によりその権利を行う場合について準用する。

(物上代位権者等に対する通知)

第五条 第二条第一項の規定による通知が債務者等に到達した時において、担保仮登記後に登記(仮登記を含む)がされている先取特権、質権若しくは抵当権を有する者又は後順位位の担保仮登記の権利者があるときは、債権者は、遅滞なく、これらの者に対し、同項の規定による通知をした旨、その通知が債務者等に到達した日及び同条の規定により債務者等に通知した事項を通知しなければならない。

2 第二条第一項の規定による通知が債務者等に到達した時において、担保仮登記に基づく本登記につき登記上利害関係を有する第三者(前項の規定による通知を受けるべき者を除く)があるときは、債権者は、遅滞なく、その第三者に対し、同条第一項の規定による通知をした旨及び同条の規定により債務者等に通知した債権等の額を通知しなければならない。

3 前二項の規定による通知は、通知を受ける者の登記簿上の住所又は事務所にあてて発すれば足りる。

(清算金の支払に関する処分の禁止)

第六条 清算金の支払を目的とする債権については、清算期間が経過するまでは、譲渡その他の処分をすることができない。

2 清算期間が経過する前に清算金の支払の債務が弁済された場合には、その弁済をもつて第四条第一項の先取特権、質権若しくは抵当権を有する者又は後順位位の担保仮登記の権利者に対抗することができない。前条第一項の規定による通知がされないで清算金の支払の債務が弁済された場合も、同様とする。

(清算金の供託)

第七条 債権者は、清算金の支払を目的とする債

権につき差押え又は仮差押えの執行があつたときは、清算期間が経過した後、清算金を債務履行地の供託所に供託して、その限度において債務を免れることができる。

2 前項の規定により供託がされたときは、債務者等の供託金の還付請求権につき、同項の差押え又は仮差押えの執行がされたものとみなす。

3 債権者は、第十五条第一項に規定する場合を除き、供託金を取り戻すことができない。

4 債権者は、債務者等のほか、差押債権者又は仮差押債権者に対しても、遅滞なく、供託の通知をしなければならない。

(通知の拘束力)

第八条 債権者は、清算金の額が第二条第一項の規定により通知した清算金の見積額に満たないことを主張することができない。

2 第四条第一項の先取特権、質権若しくは抵当権を有する者又は後順位位の担保仮登記の権利者は、清算金の額が前項の見積額を超えることを主張することができない。

(債権の一部消滅)

第九条 清算期間が経過した時の土地等の価額がその時の債権等の額に満たないときは、債権は、反対の特約がない限り、その価額の限度において消滅する。

(法定借地権)

第十条 土地及びその上にある建物が同一の所有者に属する場合において、その土地につき担保仮登記がされたときは、その仮登記に基づく本登記がされる場合につき、その建物の所有を目的として土地の賃貸借がされたものとみなす。

この場合において、その存続期間及び借賃は、当事者の請求により、裁判所が定める。

(受戻権)

第十一条 債務者等は、清算金の支払の債務の弁済を受けるまでは、債権等の額(債権が消滅しなかつたものとすれば、債務者が支払うべき債権等の額をいう)に相当する金銭を債権者に提供して、土地等の所有権の受戻しを請求すること

とができる。ただし、清算期間が経過した時から五年が経過したとき、又は第三者が所有権を取得したときは、この限りでない。

(競売の請求)

第十二条 第四条第一項の先取特権、質権又は抵当権を有する者は、清算期間内は、これらの権利によつて担保される債権の弁済期の到来前であつても、土地等の競売を請求することができ

(優先弁済請求権)

第十三条 担保仮登記がされている土地等に対する強制競売、担保権の実行としての競売又は企業担保権の実行手続(以下「強制競売等」という)においては、その担保仮登記の権利者は、他の債権者に先立つて、その債権の弁済を受けることができる。この場合における順位に関しては、その担保仮登記に係る権利を抵当権とみなし、その担保仮登記のされた時にその抵当権の設定の登記がされたものとみなす。

2 前項の場合において、担保仮登記の権利者が利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となつた最後の二年分についてののみ、同項の規定による権利を行うことができる。

3 前項の規定は、担保仮登記の権利者が債務の不履行によつて生じた損害の賠償を請求する権利を有する場合において、その最後の二年分についても、これを適用する。ただし、利息その他の定期金と通算して二年分を超えることができない。

(根担保仮登記の効力)

第十四条 仮登記担保契約で、消滅すべき金銭債務がその契約の時に特定されていないものに基づく担保仮登記は、強制競売等においては、その効力を有しない。

(強制競売等の場合の担保仮登記)

第十五条 担保仮登記がされている土地等につき強制競売等の開始の決定があつた場合において、その決定が清算金の支払の債務の弁済前

(清算金がないときは、清算期間の経過前)にされた申立てに基づくときは、担保仮登記の権利者は、その仮登記に基づく本登記の請求をすることができない。

2 前項の強制競売等の開始の決定があつた場合において、その決定が清算金の支払の債務の弁済後(清算金がないときは、清算期間の経過後)にされた申立てに基づくときは、担保仮登記の権利者は、その土地等の所有権の取得をもつて差押債権者に対抗することができる。

第十六条 担保仮登記がされている土地等につき強制競売等が行われたときは、担保仮登記に係る権利は、前条第二項の場合を除き、その土地等の売却によつて消滅する。

(強制競売等の特則)

第十七条 所有権の移転に関する仮登記がされている土地等につき強制競売等の開始の決定をしたときは、執行裁判所は、仮登記の権利者に対し、その仮登記が担保仮登記であるか否か及び担保仮登記であるときはその債権の内容を疎明して届け出るべき旨を期間を定めて催告しなければならない。

(不動産登記の特則)

第十八条 担保仮登記の権利者は、清算金を供託した日から一月を経過した後、その担保仮登記に基づき不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第一百五十一条に規定する本登記を申請する場合に、同項において準用する同法第四百四十六条第一項の規定にかかわらず、先取特権、質権若しくは抵当権を有する者又は後順位位の担保仮登記の権利者が第四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む)の差押えをしたこと及び清算金を供託したことを証する書面をもつてこれらの者の承諾書に代えることができる。ただし、その本登記の申請に係る土地等につきこれらの者のために担保権の実行としての競売の申立ての登記がされているときは、この限りでない。

(破産等の場合の担保仮登記)

第十九条 破産財団に属する土地等についてされ

ている担保仮登記(第十四条の担保仮登記を除く。第三項において同じ。)の権利者については、破産法(大正十一年法律第七十一号)中抵当権を有する者に関する規定を適用する。

2 破産法第九十七条の規定は、破産財団に属しない破産者の土地等についてされている担保仮登記の権利者について準用する。

3 担保仮登記に係る権利は、会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の適用に関して、抵当権とみなす。

4 第十四条の担保仮登記は、破産手続及び更生手続においては、その効力を有しない。

(土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用)

第二十条 第二条から前条までの規定は、仮登記担保契約で、土地等の所有権以外の権利(先取特権、質権、抵当権及び企業担保権を除く。)の取得を目的とするものについて準用する。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の規定は、この法律の施行前にされた仮登記担保契約で、この法律の施行後にその契約において土地等の所有権又はその所有権以外の権利を取得するものとされている日が到来するものについても適用する。

第三条 この法律の公布の際、現に存する第十四条の担保仮登記については、政令で定める日までに仮登記担保契約に基づき消滅すべき債務が特定されたときは、その契約の時にその債務が消滅すべきものと定められていたものとみなす。

(国税徴収法の一部改正)

第四条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十條中「及び第十九條から第二十一條まで(先取特権等の優先)」を、「第十九條から第二十一條まで(先取特権等の優先)及び第二十三條(法定納期限等以前にされた仮登記により担保される債権の優先等)」に、「先だつて」を「先立つて」に改める。

第二十一條第一項中「又は先取特権」を、「先取特権又は第二十三條第一項(法定納期限等以前にされた仮登記により担保される債権の優先)に規定する担保のための仮登記」に、「先だつて」を「先立つて」に改める。

第二十三條を次のように改める。

(法定納期限等以前にされた仮登記により担保される債権の優先等)
第二十三條 国税の法定納期限等以前に納税者の財産につき、その者を登記義務者(登録義務者を含む。)として、仮登記担保契約に関する法律(昭和五十三年法律第 号)第一條(趣旨)に規定する仮登記担保契約に基づき仮登記又は仮登録(以下「担保のための仮登記」という。)がされているときは、その国税は、その換価代金につき、その担保のための仮登記により担保される債権に次いで徴収する。

2 担保のための仮登記がされている納税者の財産上に、第十九條第一項各号(不動産保存の先取特権等の優先)に掲げる先取特権があるとき、国税の法定納期限等以前から第二十条第一項各号(法定納期限等以前にある不動産賃貸の先取特権等の優先)に掲げる先取特権があるとき、又は国税の法定納期限等以前に質権若しくは抵当権が設定され、若しくは担保のための仮登記がされているときは、その国税は、仮登記担保契約に関する法律第三條第一項(清算金)(同法第二十条(土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用)において準用する場合を含む。)に規定する清算金に係る換価代金につき、同法第四條第一項(物上代位)(同法第二十条において準用す

る場合を含む。)の規定により権利が行使されたこれらの先取特権、質権及び抵当権並びに同法第四條第二項(同法第二十条において準用する場合を含む。)において準用する同法第四條第一項の規定により権利が行使された同法第二項に規定する後順位担保仮登記により担保される債権に次いで徴収する。

3 第十七條第一項(譲受前に設定された質権又は抵当権の優先)の規定は、納税者が担保のための仮登記がされている財産を譲り受けたときについて、前条(第三項を除く。)の規定は、納税者が他に国税に充てべき十分な財産がない場合において、その者がその国税の法定納期限等後に担保のための仮登記をした財産を譲渡したときについて、それぞれ準用する。

4 仮登記担保契約に関する法律第一條に規定する仮登記担保契約で、消滅すべき金銭債務がその契約の時に特定されていないものに基づく仮登記及び仮登録は、国税の滞納処分においては、その効力を有しない。

第二十五條第一項中「買戻し」を「買戻しの」に改め、「仮登記」の下に「(仮登録を含む。以下同じ。)」を加え、「差し押えた」を「差し押さえた」に改める。

第五十二條の次に次の一條を加える。

(担保のための仮登記がある財産に対する差押えの効力)
第五十二條の二 仮登記担保契約に関する法律第十五條(強制競売等の場合の担保仮登記)(同法第二十条(土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用)において準用する場合を含む。)の規定は、担保のための仮登記がある財産が差し押さえられた場合について準用する。この場合において、同法第十五條中「その決定」とあるのは「その差押え」と、「申立てに基づく」とあるのは「ものである」と読み替えるものとする。

第五十五條の見出し中「差押」を「差押え」に改め、同条各号列記以外の部分中「差し押えた」を「差し押さえた」に改め、同条第一号中「第三者の権利」の下に「(担保のための仮登記に係る権利を除く。)」を加え、同条第三号中「仮差押」を「仮差押え」に改める。

第九十條第三項中「第二十三條第二項(担保の目的でされた仮登記と国税)の通知」を「(第五十五條第二号(仮登記の権利者に対する差押えの通知)の通知(担保のための仮登記に係るものに限る。))」に改める。

第二百二十四條の見出し中「引受」を「引受け」に改め、同条第一項中「並びに担保の目的でされている仮登記により保全される請求権及び第二十三條第一項(仮登記のある財産の差押の効力)の規定の適用を受ける本登記に係る権利で同条第二項の通知に係るもの」を、「担保のための仮登記に係る権利及び担保のための仮登記に基づく本登記(本登録を含む。)でその財産の差押え後にされたものに係る権利」に改める。

第二百二十九條第一項第一号中「差押」を「差押え」に改め、同条第三号中「又は留置権」を「留置権又は担保のための仮登記に改め、同条第三項中「(担保の目的でされている仮登記の権利者を含む。以下第三百三十一條(配当計算書)において同じ。)」を削り、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「並びに」を、「前項並びに」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 換価財産上に担保のための仮登記がある場合における当該仮登記により担保される債権に対する配当については、仮登記担保契約に関する法律第十三條(優先弁済請求権)(同法第二十条(土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用)において準用する場合を含む。)の規定を準用する。

第三百三十條第二項第一号中「又は先取特権」を「若しくは先取特権」に改め、「債権の下に」を「又は担保のための仮登記により担保される債権」を加える。

第三百三十三條第三項中「停止条件付である場合又は換価代金等が担保の目的でされている仮登記がある財産に係るものである場合（その仮登記に基づく本登記が換価の時までにされている場合を除く。）」を「停止条件付である場合又は換価代金等を配当すべき債権が仮登記がされた質権、抵当権若しくは先取特権により担保される債権である場合」に改める。

（国税徴収法の一部改正に伴う経過措置）

第五條 前条の規定による改正後の国税徴収法（以下この条において「新法」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、この法律の施行後に仮登記担保契約において土地等の所有権又はその所有権以外の権利を取得するものとされている日（以下この項において「取得日」という。）が到来する当該契約に基づく仮登記及び仮登録について適用し、この法律の施行前に取得日が到来している当該契約に基づく仮登記及び仮登録については、なお従前の例による。

2 新法第三百三十三條第三項（仮登記がされた質権、抵当権又は先取特権により担保される債権に関する部分に限る。）の規定は、この法律の施行後に新法第三百三十三條第一項に規定する債権現在額申立書の提出期限が到来する場合における新法第三百二十九條第一項に規定する換価代金等の交付について適用し、この法律の施行前に当該期限が到来する場合における当該換価代金等の交付については、なお従前の例による。

（国税通則法の一部改正）

第六條 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三十八條第一項第一号中「開始されたとき」の下に「（仮登記担保契約に関する法律（昭和五十二年法律第 号）第二条第一項（所有権移転の効力の制限等）同法第二十条（土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用）において準用する場合を含む。）の規定による通知がされたときを含む。）」を加える。

（地方税法の一部改正）

第七條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十

六号）の一部を次のように改正する。
第十三條の二第二項中「すでに」を「既に」に改め、同項第一号中「開始されたときの下に」を「（仮登記担保契約に関する法律（昭和五十二年法律第 号）第二条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定による通知がされたときを含む。）」を加え、同項第五号中「免かれ」を「免れ」に改める。
第十四條の三「及び第十四條の十三から第十四條の十五まで及び第十四條の十七に、」第十四條の十五まで及び第十四條の十七に、」第十四條の十五第一項中「又は先取特権」を「先取特権又は第十四條の十七第一項に規定する担保のための仮登記」に、「先だつて」を「先立つて」に改める。

第十四條の十七を次のように改める。
（法定納期限等以前にされた仮登記により担保される債権の優先等）
第十四條の十七 地方団体の徴収金の法定納期限等以前に納税者又は特別徴収義務者の財産につき、その者を登記義務者（登録義務者を含む。）として、仮登記担保契約に関する法律第一条に規定する仮登記担保契約に基づく仮登記又は仮登録（以下本条において「担保のための仮登記」という。）がされているときは、その地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その担保のための仮登記により担保される債権に次いで徴収する。

2 担保のための仮登記がされている納税者又は特別徴収義務者の財産上に、第十四條の十三第一項各号に掲げる先取特権があるとき、地方団体の徴収金の法定納期限等以前から第十四條の十四第一項各号に掲げる先取特権があるとき、又は地方団体の徴収金の法定納期限等以前に質権若しくは抵当権が設定され、若しくは担保のための仮登記がされているときは、その地方団体の徴収金は、仮登記担保契約に関する法律第三条第一項（同法第二十

条において準用する場合を含む。）に規定する清算金に係る換価代金につき、同法第四条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により権利が行使されたこれらの先取特権、質権及び抵当権並びに同法第四条第二項（同法第二十条において準用する場合を含む。）において準用する同法第四条第一項の規定により権利が行使された同法第二項に規定する後順位担保仮登記により担保される債権に次いで徴収する。

3 第十四條の十一第一項の規定は、納税者又は特別徴収義務者が担保のための仮登記がされている財産を譲り受けたときについて、前条（第三項を除く。）の規定は、納税者又は特別徴収義務者が他に地方団体の徴収金に充てべき十分な財産がない場合において、その者がその地方団体の徴収金の法定納期限等後に担保のための仮登記をした財産を譲渡したときについて、それぞれ準用する。

4 仮登記担保契約に関する法律第一条に規定する仮登記担保契約で、消滅すべき金銭債務がその契約の時に特定されていないものに基づく仮登記及び仮登録は、地方団体の徴収金の滞納処分においては、その効力を有しない。

第十四條の十九第一項中「買戻し」を「買戻し」に改め、「仮登記の下に（仮登録を含む。）」を加え、「差し押えた」を「差し押さえた」に改める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第八條 前条の規定による改正後の地方税法の規定は、この法律の施行後に仮登記担保契約において土地等の所有権又はその所有権以外の権利を取得するものとされている日（以下この条において「取得日」という。）が到来する当該契約に基づく仮登記及び仮登録について適用し、この法律の施行前に取得日が到来している当該契約に基づく仮登記及び仮登録については、なお従前の例による。

（不動産登記法の一部改正）
第九條 不動産登記法の一部を次のように改正する。
第二十九條ただし書を削る。

四月七日日本委員会に左の案件を付託された。
一、民法第七百五十條の改正に関する請願（第三五九六号）

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大増員に関する請願（第三六〇五号）
一、民法第七百五十條の改正に関する請願（第三六七九号）（第三八〇五号）（第三九二二号）
一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大増員に関する請願（第三九二三号）

第三五九六号 昭和五十三年三月二十四日受理
民法第七百五十條の改正に関する請願
請願者 埼玉県富士見市諏訪一〇七 高橋 富子

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第三六〇五号 昭和五十三年三月二十四日受理
法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大増員に関する請願
請願者 山形市鉄砲町三ノ一ノ一三 小林 三夫外三十九名

紹介議員 西ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

第三六七九号 昭和五十三年三月二十七日受理
民法第七百五十條の改正に関する請願
請願者 東京都沼江市駒井五二六 武石 幸子

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第三八〇五号 昭和五十三年三月二十八日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 東京都練馬区早宮二ノ一五ノ一四

浅井洋子

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第三九二二号 昭和五十三年三月二十九日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 埼玉県入間郡三芳町藤久保二二八

ノ一一 加納レイ子

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第三九二三号 昭和五十三年三月二十九日受理
法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

請願者 兵庫県姫路市勝原区下太田三六四

ノ五 石田正信外百十七名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二二四四号と同じである。